

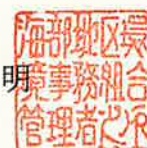
海部地区環境事務組合公告第1号

下記業務について、公募型プロポーザルに係る手続き開始にあたり、次のとおり公告する。

令和4年10月3日

海部地区環境事務組合

管理者 弥富市長 安藤正明



1 業務概要

(1) 発注する業務名 八穂クリーンセンター余剰電力地産地消プロジェクト

(2) 業務内容

ア 売電価格の引き上げと電力調達コストの低減

非FIT非化石電源となっている八穂クリーンセンターで発電した余剰電力の地産地消率を高め、八穂クリーンセンター余剰電力の売電価格の引き上げと各施設の電力調達コストを抑制する必要がある。

被特定者は、八穂クリーンセンターで発電した余剰電力を各施設へ自己託送もしくは小売電気事業者を介した電力供給を行い、その他の余剰電力は全量買い取りを行う。また、被特定者は八穂クリーンセンター全休炉整備(毎年10月実施)による発電停止期間及び発電出力低下時に各施設(八穂クリーンセンター含む)へ電力供給を行うこととする。

イ 温室効果ガス排出量の削減

海部地区環境事務組合は、平成19年9月に環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証を取得、令和4年4月に地球温暖化対策実行計画を改訂して環境負荷低減に努めている。令和4年3月に八穂クリーンセンターの基幹的設備改良工事が完了してエネルギー回収率が向上している。電力の地産地消を行い、さらなるエネルギーの高度利用により温室効果ガス排出量を削減する。

事業の実施にあたっては、八穂クリーンセンター定期整備に伴う発電停止時及び突発的な発電出力低下による電力不足時は、経済的、合理的かつ温室効果ガス排出の削減を踏まえた費用対効果の高い電力供給を行うとともに電力の地産地消実施状況の報告書を毎月提出することとする。

ウ 環境啓発の強化

八穂クリーンセンター管理棟啓蒙施設2階展示スペース及び見学者通路(管理棟3階、工場棟3階)の環境啓発設備や展示物は老朽化・陳腐化しており、エネルギーや温室効果ガス排出削減に関する環境啓発が不十分となっている。

電力の地産地消と資源循環を基軸とした海部地区環境事務組合の取り組みについて、地域住民の理解を深めてもらうため、八穂クリーンセンターでは、環境学習及び情報発信拠点として施設と機能を向上しなければならない。

被特定者は、管理棟啓蒙施設や工場棟3階見学者通路にある環境啓発設備や展示物について海部地区環境事務組合と協働して取り組むとともに「常に環境を意識した事業の推進、環境に優しい事業の実施」をコンセプトとした企画の提案に1年目の事業実績を反映させることとする。

なお、被特定者と八穂クリーンセンター環境啓発設備等改修工事を別途行うこととする。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(八穂クリーンセンター環境啓発設備等改修工事の期間は別途協議とする。)

2 提案書提出者に要求される資格

本件プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項の資格を満たしている法人であることを書類で確認し、本件プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (2) プロポーザル参加申出書の提出日現在において、海部地区環境事務組合建設工事等指名停止取扱要領(平成30年訓令第6号)による指名停止を受けていないこと。
- (3) プロポーザル参加申出書の提出日現在において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第255号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 国税または地方税を滞納していないこと。
- (5) 過去に国又は地方公共団体と電力供給契約の履行実績があること。(本項に該当するものから電気事業法第2条の7第1項に基づく小売電気事業者の承継を受けた者を含む。)
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者(以下「登録小売電気事業者」という。)であること。共同企業体で応募する場合は、代表者又は構成員のいずれかが登録小売電気事業者であること。
- (7) 経済産業省において再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成

23年法律108号) 第34条第4項に基づき、同法第11条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされていないこと。

(8) 履行期間の開始日の前日までに、電力供給体制が整備できていること。

(9) プロポーザル参加表明書の提出日現在において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被補佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する者又は過去2年以内において、次のいずれかに該当した者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札において、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 選定基準

(1) 提案書提出者を選定するための評価基準

ア 「別表1」に記載

(2) 留意事項

ア 基準点を60点とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点未満の場合は、提案書提出者として選定しない。

イ 参加者が1者のみの場合は、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、提案書提出者として選定する。満たさない場合は、該当なしとする。

ウ 共同企業体の場合は、代表企業と構成員を一体として選定を行う。

4 特定基準

(1) 提案書を特定するための評価基準

ア 「別表2」に記載

(2) 留意事項

ア 基準点を60点とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点

未満の場合は、提案書として特定しない。

イ 基準点以上の者が複数者いる場合は評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が最高得点の者を提案書として特定する。

ウ 提案書提出者が1者のみの場合は、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、提案書として特定する。満たさない場合は、該当なしとする。

5 プロポーザル説明書等の交付

(1) 期間 令和4年10月3日（月）から同月21日（金）まで

(2) 場所 海部地区環境事務組合のホームページに掲載

<http://www.atkankyo.or.jp/>

6 参加表明書（様式第1号）の提出

(1) 期間 令和4年10月3日（月）から同月24日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 時間 午前9時から午後5時まで

(3) 場所 〒498-0068 愛知県弥富市鍋田町八穂399番地3

海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター

(4) 方法 持参又は郵送

（郵送の場合は、必要書類を封筒に入れ、封筒表側には「プロポーザル参加表明書在中」と朱書きするとともに、申出者名を記載し、書留又は簡易書留郵便により送付すること。）

7 技術提案書等の提出

(1) 期間 提案書提出者の選定通知から令和4年11月30日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 時間 午前9時から午後5時まで

(3) 場所 〒498-0068 愛知県弥富市鍋田町八穂399番地3

海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター

(4) 方法 持参又は郵送

（郵送の場合は、必要書類を封筒に入れ、封筒表側には「プロポーザル提案書提出届書在中」と朱書きするとともに、申出者名を記載し、書留又は簡易書留郵便により送付すること。）

8 スケジュール

手続き開始の公表	令和4年10月3日(月)
参加表明書受付	令和4年10月3日(月)～令和4年10月24日(月)
質問の受付	令和4年10月3日(月)～令和4年10月11日(火)
質問の回答	令和4年10月17日(月)
提案書提出者の選定通知	令和4年11月9日(水)
技術提案書等提出期限	令和4年11月30日(水)
提案審査	令和4年12月19日(月)・21日(水)
審査結果の公表及び通知	令和5年1月上旬
契約締結	令和5年2月上旬

9 その他

詳細は「八穂クリーンセンター余剰電力地産地消プロジェクトプロポーザル説明書」による。

10 問い合わせ先

海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター
〒498-0068 愛知県弥富市鍋田町八穂399番地3
電話：0567-68-6500
E-mail：hachiho@atkankyo.or.jp

(様式1)

参加表明書

業務名 八穂クリーンセンター余剰電力地産地消プロジェクト

標記業務のプロポーザルに参加したいので、提出します。

年 月 日

海部地区環境事務組合管理者 様

(提出者)

住所又は居所

商号又は名称

代表者職氏名

(別表1)

提案書提出者を選定するための評価基準

区分	評価事項		判断基準	配点
事務所の実力	成果の確実性	類似業務及び同種業務の実績	過去10年の類似業務及び同種業務の実績件数が多いほど優位に評価する。 ①3件以上：5点 ②1～2件：3点 ③0件：0点 【参考】 類似業務とは、自己託送もしくは小売電気事業者を介した電力供給による「余剰電力を活用した地産地消事業」、「地域新電力」、「スマートグリッド事業」をいう。 同種業務とは、「余剰電力の買取り」もしくは「電力調達」をいう。	5点
		類似業務及び同種業務の実績適応性	類似業務及び同種業務の実績を評価する。 評価にあたっては、類似業務を優先する。 ①過去10年間に類似業務実績がある場合：10点 ②過去10年間に同種業務実績がある場合：8点 【参考】 類似業務とは、自己託送もしくは小売電気事業者を介した電力供給による「余剰電力を活用した地産地消事業」、「地域新電力」、「スマートグリッド事業」をいう。 同種業務とは、「余剰電力の買取り」もしくは「電力調達」をいう。	10点
		各専門分野の技術者（人数）	技術者が多いほど優位に評価する。 ①10人以上：5点 ②6～9人：4点 ③1～4人：3点 ④0人：0点	5点
		安定した電力調達	自社電源を有するとともに再生可能エネルギー電源を供給できる体制を構築している場合に評価する。 ①自社電源を有し再生可能エネルギーを供給できる場合：10点 ②自社電源を有している場合：5点 ③①以外の場合：3点	10点
担当チームの能力	業務の確実性	業務の実行力	本業務の実情を把握した上で、実施計画の実現可能性があると認められる場合に評価する。	5点
		業務の技術力（職務内容）	業務責任者及び業務従事者の職務内容等から、業務責任者の専門性を評価する。 業務責任者及び業務従事者の職務内容に当該業務の類似業務あるいは同種がある場合：1業務につき1点 【配点方法】 上限3点	3点
		業務の技術力（保有資格）	業務責任者及び業務従事者が保有資格を有する場合に評価する。 ①技術士（電気電子部門）、電気主任技術者（1種、2種、3種）、建築設備士がいる場合：1点 ②1級建築士、2級建築士がいる場合：1点	2点
事業実施体制	事業実施体制	業務体制と実施組織図	当該業務の担当者数や配置、構成等から適切な業務を提供できる実施組織図となっていると認められる場合に評価する。	5点
		平常時及び緊急時の連絡体制	平常時及び緊急時における連絡体制の妥当性があると認められる場合に評価する。	5点
		業務遂行上の特性	当該業務の実情を把握した上で、的確性、実現性があると認められる場合に評価する。	5点
		リスク想定と低減に係る方策	当該業務の実情を把握した上で、的確なリスク想定と方策があると認められる場合に評価する。	5点
履行保証力	経営の健全性	経営の信頼性	資本金から経営の信頼性を評価する。 ①資本金1000万円以上：10点 ②資本金500万円以上：5点	10点
		経営の安定性	自己資本比率から経営の安定性を評価する。 ①自己資本比率が25%以上：15点 ②自己資本比率が10～20%：10点 ③自己資本比率が10%未満：5点	15点
	支払い能力	支払い能力	財務諸表（流動比率・当座比率）から支払い能力を評価する。 ①流動比率が100%以上かつ当座比率が80%以上の場合：15点 ②①以外の場合：0点	15点

(計100点)

(別表2)

提案書を特定するための評価基準

区分	評価事項	判断基準	配点
電力調達等の価格評価	余剰電力売電価格、電力購入買電価格の経済効果	令和5年度の提案価格が高いものほど優位に評価する。 ①提案価格が最も高いもの：50点 ②①以外は下記の計算方法で算出する。 【価格評価算出方法】 (提案価格) ÷ (最も高い提案価格) × 50点	50点
環境配慮に関する評価	海部地区環境事務組合の環境対策の理解度	環境啓発設備及び展示物は、海部地区環境事務組合地球温暖化対策実行計画、「環境方針」、当該業務を踏まえた「常に環境を意識した事業の推進、環境に優しい事業の実施」のコンセプトをどのように展開していくのか的確に表現されている提案内容を優位に評価する。 ①極めて高的確に表現されていると認められるもの：10点 ②的確に表現されていると認められるもの：8点 ③的確に表現されていないもの：0点 ④①～③以外の場合：5点	10点
	海部地区環境事務組合の温室効果ガス削減効果	海部地区環境事務組合の電力購入におけるエネルギー起源温室効果ガス算定排出量が低いほど優位に評価する。 ①温室効果ガス算定排出量が最も低いもの：15点 ②温室効果ガス算定排出量が次に低いもの10点 ③温室効果ガス算定排出量が令和2年度実績(1,972t-CO2)より高い場合：0点 ④①～③以外の場合：5点	15点
提案業務に関する評価	環境啓発設備や展示物の獨創性	表現方法に工夫があり、体感・体験を踏まえた環境学習効果の高い魅力的な内容で、獨創性、発信力、アピール力のある提案内容を優位に評価する。 ①環境学習効果が高いと認められるもの：15点 ②類似性はあるが工夫がされており環境学習効果が高いと認められるもの：10点 ③獨創性や環境学習効果がないもの：0点 ④①～③以外のもの：5点	15点
	環境啓発設備や展示物の実現可能性	提案内容が具体的で効果的かつ実現性(コスト、実施工程)がある提案内容について評価する。 ①具体的で実現性が特に高いと認められるもの：10点 ②具体的で実現性が高いと認められるもの：8点 ③実現性が特に低いと認められるもの：0点 ④①～③以外の場合：5点	10点

(計100点)